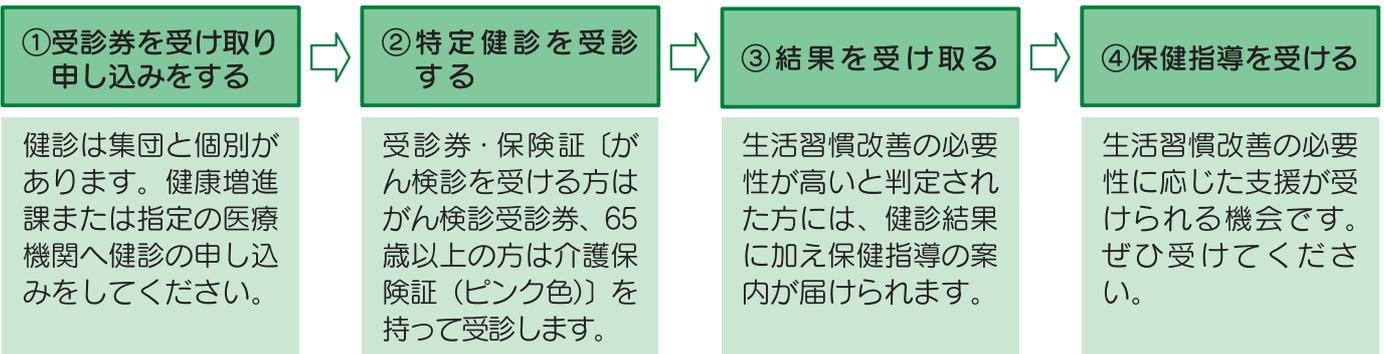


健康 安心 みんなの国保

Vol.6

今まで特定健診・特定保健指導の意義や流れについて皆様にご説明してきましたが、今回はさらにより具体的な情報をお伝えします。

<特定健診・特定保健指導の流れ>



「特定健康診査受診券」とは

保険年金課より、40歳から74歳の国民健康保険加入者（※）に受診券が送られます。受診券には有効期限などが記載されていますので必ず確認してください。受診日まで大切に保管しておきましょう。

（※）平成20年度中（平成20年4月1日～平成21年3月31日）にその年齢に達する人です。

(表面)	(裏面)										
<h3>特定健康診査受診券</h3> <p>20XX年 月 日交付</p> <p>受診券整理番号 ○○○○○○○○</p> <p>受診者の氏名 (※カタカナ表記)</p> <p>性別</p> <p>生年月日 (※和暦表記)</p> <p>有効期限 20XX年 月 日</p> <p>健診内容 ・特定健康診査 ・その他 ()</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定健診(基本部分)</td> <td>負担額又は負担率</td> </tr> <tr> <td>特定健診(詳細部分)</td> <td>負担額又は負担率</td> </tr> <tr> <td>その他(追加項目)</td> <td>負担額又は負担率</td> </tr> <tr> <td>その他(人間ドック)</td> <td>負担額又は負担率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険者負担上限額</td> </tr> </table> <p>保険者所在地</p> <p>保険者電話番号</p> <p>保険者番号・名称</p> <p>契約とりまとめ機関名</p> <p>支払代行機関番号</p> <p>支払代行機関名</p>	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	その他(追加項目)	負担額又は負担率	その他(人間ドック)	負担額又は負担率	保険者負担上限額		<h3>注意事項</h3> <ol style="list-style-type: none"> この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自書してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。) 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。 この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。 <p>住所</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p>
特定健診(基本部分)	負担額又は負担率										
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率										
その他(追加項目)	負担額又は負担率										
その他(人間ドック)	負担額又は負担率										
保険者負担上限額											
<p>誤りがないか確認しましょう。</p> <p>期限内に受診しましょう。</p> <p>特定健診の自己負担はありません</p>	<p>自宅の住所を記入しましょう。健診結果の送付などに必要となります。</p>										

○記載事項に間違いや変更があったとき及び紛失・破損等により、再交付を希望する場合は、保険年金課に届け出てください。